

平成28年度予算編成方針

平成27年10月1日
狹山市長 小谷野 剛

新年度は、市の将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、「快適で暮らしやすいまち」、「ひとが生き生きと輝くまち」、「産業が活性化し魅力あるまち」の3つの柱を重点に、全庁一丸となって全力で取り組むことを基本に、平成28年度の予算編成を進める。

市の財政状況は、歳入において、景気回復の影響が市税収入の伸びに結び付くことは難しいことに加え、歳出において、扶助費や特別会計への繰出し金などの社会保障関係経費が増加し続けている。

国は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、今後5か年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。当市においても、少子高齢化に歯止めをかけるため、一刻の猶予も許されないとの危機感の下、地方創生の前進は欠かせないものである。

このため、全ての事業について、必要性や有効性を厳しく検証し、より精緻な歳出と確実な歳入を見積り、第4次総合計画のスタートにふさわしい予算を編成するため、次のとおり指示する。

1 通年予算編成

当初予算は、経常及び政策的経費など一年間のあらゆる事務事業を盛り込んだ所要額を適正に見積もること。

2 第4次総合計画・前期基本計画の推進

平成28年度は、第4次総合計画前期基本計画の初年度となることから、計画に掲げた目標の着実な達成に向けて、事業の緊急・優先の順位付けを徹底して行うとともに、重要度の高い必要不可欠な施策・事業に財源を集中するなど、選択と集中をより意識した、予算編成とすること。

3 部枠予算編成

(1)各部において、事業別予算により可能となった事業ごとの分析を行い、決算ベースを念頭に置いた予算編成とすること。

今年度も引き続き、各部の人件費、公債費、繰出し金等を除く一般財源総額に枠を設けるとともに、事業毎の一件査定方式とする。

(2)新規事業は、原則として認めない。なお、緊急・優先の順位付けにより、新規事業の実施や既存事業の拡充を図る場合は、既存事業の内容の見直しや休止、予定していたスケジュールの先送り等による財源の平準化や、新たな財源の確保策など、後年度負担分も含めて事業実施に必要な財源の捻出方法を明確に示すこと。

また、事業の費用対効果を十分に考慮した予算編成を行うなど、市民にその必要性と効果を十分説明できるものとなっているかを改めて検証すること。さらに、行政評価の結果を的確に反映させ、全事業を厳しく評価・点検し、各事業の課題を的確に把握したうえで必要な見直しを実施すること。

(3)各部長の強いリーダーシップの下に、部をひとつの単位と捉えて、各部長査定を実施し、各部での事務事業の取捨選択や一般財源の過不足調整等を行うこと。事業費の増額に当たっては、併せて既存事業の廃止を含む事業全体の見直しを行い、スクラップアンドビルドに努めること。

(4)各種事業の中には、他部局と連携を図った事務事業を展開することにより、事業効果や効率性をより高め、経費の節減が図られるものがあると思われることから、「縦割り」にならないよう留意し、積極的に他部局と連携を図ること。

4 課題への取組み

(1)各部、各課において、市長から指示を受けている事項を点検し、その取り組み方法、費用対効果等、多角的に精査・研究し、実施に向け予算化に努めること。

(2)市議会や監査委員並びに国・県等からの要望や指摘事項については、実現に向け精査し、改善に努めること。

5 個別事項

(1)各種交付金や国・県補助金など交付基準を再度確認し、的確な捕捉に努めるとともに、使用料等の受益者負担的性格の収入についても、その趣旨を踏まえ必要な見直しを行い、より一層の財源確保を図ること。

(2)市税については、課税客体の動向を的確に捕捉するとともに、収納率については決算時の率を基本とするとともに、徴税努力による現年課税収納率の向上を見込んで見積ること。

(3)有料広告物掲載事業の拡充をはじめ、他の地方自治体が行っている資金調達方法なども参考に、創意工夫をもって新たな財源の確保にも努めること。なお、新たな財源確保が可能となった場合は、その額を所管事業の充実に活用するなど、一定の配慮をする。

(4)起債については、今後の償還状況を見据えた中で、適正な活用を図ること。

(5)平成28年度の国の予算や施策等は現時点では明確ではないため、現行制度に基づき見積ることとするが、法改正や国・県の予算編成の動向を見据え、国の

施策等の変更が明らかになった場合には、予算へ迅速な反映を図ること。

また、補助金等が導入可能な事業であっても、当該事業が本市にとって今後とも必要な事業かどうかをよく精査したうえで予算要求すること。

(6)実施計画事業については、総合計画策定委員会において調整が図られた事業費以内で予算要求することとし、さらに、経費縮減に努めること。

(7)単独事業については、その一般財源を抑制するよう各事務事業をゼロベースから見直し、事務事業の廃止・縮小も含め、財源が最も有効的に活用されるよう、部内調整を十分に図った上で予算要求すること。

(8)施設・設備の省エネ化や、扶助費を抑制する効果の高い予防施策の充実を図るなど、後年度負担の抑制に資する事業に取り組むこと。

また、本市の付加価値を高め、将来の発展、税収増につながる可能性のある事業へシフトすること。

6 その他事項

(1)特別会計及び公営企業会計

一般会計からの繰出金、負担金及び補助金は、総合計画策定委員会において調整が図られた事業費以内で予算要求することとし、さらに、経費縮減に努めること。

なお、この繰出金等は、その用途が明確なものに限定するとともに、一般会計への依存度を低減できるよう事務事業の改善に努め、自立性の向上に向け、国・県補助金などの捕捉に努めるとともに、受益者負担についても必要な見直しを図ること。

(2)行財政改革の推進

行財政改革に取り組んだ成果を予算編成に反映させるため、別途指示する事項を踏まえて予算要求すること。

(3)その他

この予算編成方針に基づく指示事項のほか細部の取り扱いについては、「平成28年度予算編成事務取扱要領」による。